名護市ICT利活用モデル事業Wi-Fi化整備業務 プロポーザル実施要項

平成26年11月25日

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により委託業者を選定するため、下記のとおりプロポーザルを実施する。

1．プロポーザルの名称 ： 名護市ICT利活用モデル事業Wi-Fi化整備業務

2．事業の概要：

件名	名護市ICT利活用モデル事業Wi-Fi化整備業務
履行期間	契約締結日から平成27年3月13日
履行場所	名護市役所ほか5拠点
契約内容	委託契約
契約保証金	検収後支払いの為、免除
部分払	部分払いは行わない
前金払	前払いは行わない
業務予算額	12，420，000円（税込）

3．参加要件：

本プロポーザルの参加資格は次のとおりとする。

① 名護市に本社を有する者又は名護市に支店・営業所を有する者であること

② 名護市平成25・26年度入札指名人名簿に登録されている者であること

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

④ 名護市から指名停止を受けている期間中でないこと

⑤ 過去に名護市もしくは北部広域市町村事務組合の通信ネットワークやサーバ構築を行った業績のある者であること

4．スケジュール表：

項番	手順	期限等
①	案件公表（公告）	平成26年11月25日
②	資料配布	公告後
③	質問書の提出	平成26年12月2日（火）17時まで
④	質問書の回答	平成26年12月3日
⑤	提案書類の提出	平成26年12月5日（金）午前中まで
⑥	審査及び採点	平成26年12月8日（月） 16:00-17:00予定
⑦	結果通知	平成26年12月8日（月）
⑧	見積りの徴収	提案書と同時に提出（採点項目）
⑨	契約の締結予定	平成26年12月9日（火）予定

5．配布資料：

配付資料は、次のとおりです。

①	プロポーザル実施要項
②	様式2－1 プロポーザル参加依頼文書
③	様式3 受領書
④	様式4 参加意思表明書
⑤	様式6 質問書
⑥	様式8 送付書
⑦	様式9 見積書
⑧	様式10 会社概要
⑨	様式11 業務運営体制
⑩	様式12 受託実績書
⑪	業務仕様書

6. 提出書類の作成要領 :

項番	項目	作成要領
①	提出書類	提案書他、実施要項で定めた書類
②	用紙の大きさ	A4判、左方ホッチキス2か所留め
③	提案書の枚数	制限なし。ただし、片面印刷とする
④	表紙	タイトル、社名（社判）が記されている任意の書式
⑤	提出部数	8部
⑥	提出先	総務部人事行政課ICT推進係
⑦	提出方法	持参
⑧	文字のサイズ・色	特に指定なし。ただし、見やすい書式で作成のこと

※様式の指定がある場合は、様式に則って作成すること。

7. 評価項目、配点表等 :

① 次に掲げる評価項目について、審査を行います。

評価項目	配点
（1）入札価格の評価 入札価格の評価 適正な見積価格の評価	80
（2）共通事項の評価 応募企業の県内における構築実績の評価 公衆無線システムの構築実績の評価 応募企業の経営規模、業務遂行力等の妥当性評価 品質管理、情報保護管理の評価 実施体制・技術者実績等の評価 実施工程・フローの評価	240
（3）要求仕様に係る技術提案の評価 ・無線Wi-Fi設備 機器選定根拠の評価 各施設におけるAP設置エリア展開の評価 北部広域公衆無線ネットワークとの連携・整合性の評価 ・伝送設備 機器選定根拠の評価 既存イントラネットワークとの連携・整合性の評価 既存北部広域ネットワークとの連携・整合性の評価 ・光ファイバー設備 ルート選定の評価 光ファイバ芯線数根拠の評価 ケーブル選定根拠の評価	360
（4）保守・運用に関する提案の評価 保守評価 運用評価 後年度負担軽減への提案の評価	120
	合計800点

②入札価格の評価は、最も低い入札額を1位満点とし、2位以下は1位との比率を用いて次のとおり算出する。

順位	算出方法
1位	40点
2位	20点
3位	0点

③入札予定価格については、配布する要求仕様書において契約金額（上限額）を示し、この額を超えないこととする。

④前項以外の評価項目の得点に関しては次のとおりとし、評価基準は別に設定する。

得点考え方	算出方法
特に優れている	40点
優れている	20点
優れていない	0点

⑤委員会は、総合評価を審査で得点化した数値により行い、その合計点数が最も高いものを契約予定者として選定する。

⑥第1位の者が2以上あるときは、委員会の委員の多数決により契約予定者を決定するものとする。

⑦本プロポーザルの審査は、次に掲げる委員で組織された名護市ICT利活用モデル事業Wi-Fi化業務選定委員会が行います。

委員長	総務部総務部長
副委員長	総務部人事行政課長
委員	総務部総務課長
委員	総務部財政課長
委員	企画部企画調整課長
委員	産業部商工観光課長
委員	教育委員会総務課長

8. 質問書の提出と回答 ：
本案件のプロポーザルの内容及び契約内容等に関して不明な点がある場合は、『質問書』に記載し、下記のお問合せ先にFAXもしくはメールにてお問い合わせください。回答日に全ての参加者に質問内容と回答を送付いたします。また、質問期間を過ぎた質問書は受付いたしません。
メールでのお問い合わせの際は、件名に事業名と会社名を記載してください。
① お問合せ先　：下記　15　を参照
② 質問受付期間　：平成26年12月2日（火）17時まで
③ 回答日　：平成26年12月3日

9. 失格要件 ：次に掲げる項目に該当するプロポーザルを行った者は、失格とします。

①	プロポーザルの提出期限を過ぎて提出されたもの。
②	プロポーザルの作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの。
③	プロポーザルに記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
④	プロポーザルに記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
⑤	許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
⑥	虚偽の内容が記載されているもの。
⑦	選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。
⑧	見積価格が予定価格を超える場合。

10. 提出書類と提出期限 ：
下記の提出書類を下記の日時までに、お問合せ先に記載した部署へ持参すること。
期限を超えた提出に関しては、原則として受付いたしません。

①	受領書	資料受領後、参加意思表明書の提出前までにFAXにて送付すること。
②	参加意思表明書	持参、FAXもしくはメールにて、下記の日時までに提出すること。 平成26年12月1日（月）17時まで
③	質問書	平成26年12月2日（火）17時まで
④	提案書及びその他提出書類	持参もしくは郵送にて、下記の提出先及び日時までに提出すること。 郵送の場合は期限日までに必着。 平成26年12月5日（金）午前中まで ※提出期限後の提出は、いかなる理由があろうと、受付いたしません。
⑤	見積書	当該業務に係る見積書を提案書と一緒に提出すること。

11.提　　出　　先 ： 名護市　総務部　人事行政課　ICT推進係
〒905-8540　名護市港一丁目1番1号
TEL：0980-53-1212（内線253）　FAX0980-53-6210

12.審　査　結　果　通　知 ： 企画提案書を選定委員会で採点し、委員会が定めた基準点を上回った者で、最高得点獲得者を契約予定者として決定する。

13.契　約　に　つ　い　て ： 契約候補者の決定後、当該契約候補者と協議を行い、仕様書、見積額等の契約内容について合意した場合は契約を締結します。
この場合において、契約候補者との協議が調わなかったときは、次に順位の高かった者から順に協議を行います。

14.そ　　の　　他　　企画提案書の応募に要する一切の費用は、参加者の負担とすること。
提案された企画提案書は返却しない。
採用された企画提案書の著作権は、名護市に帰属すること。

15.お　問　合　せ　先 ： 名護市　総務部　人事行政課　ICT推進係
〒905-8540　名護市港一丁目1番1号
TEL：0980-53-1212（内線253）　FAX0980-53-6210
担当：倉富　和幸、岸本　隆司
MAIL：jinjigyousei@city.nago.okinawa.jp